

新潟市拉致問題等啓発推進会議設置要綱

(目的)

第1条 新潟市拉致問題等啓発推進条例に基づき、拉致問題等に関する啓発を効果的に進めるため、新潟市拉致問題等啓発推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 拉致問題等に関する啓発の推進に関すること。
- (2) その他拉致問題等の早期解決に向けた取組に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、議長、副議長、事務局長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は市長、副議長は危機管理防災局を所管する副市長をもって充てる。
- 3 事務局長は危機管理防災局長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 議長は、推進会議を代表し、会務を総括する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 事務局長は、会議の所掌事務について、議長及び副議長を補佐する。

(会議)

第5条 議長は会議を招集し、その議長となる。

- 2 推進会議には、議長が必要と認めたときは、推進会議以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、危機管理防災局防災課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月25日から施行する。

別表（第3条関係）

副市長 市参与 水道事業管理者 教育長 市理事 政策企画部長 統括政策監 文化スポーツ部長 観光・国際交流部長 市民生活部長 環境部長 福祉部長 こども未来部長 保健衛生部長	経済部長 財産経営推進担当部長 農林水産部長 都市政策部長 新潟駅周辺整備事務所長 建築部長 土木部長 下水道部長 総務部長 財務部長 北区長 東区長 中央区長 江南区長	秋葉区長 南区長 西区長 西蒲区長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 消防局長 教員委員会事務局教育次長 市民病院事務局長
--	--	--